

札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付要綱

(令和元年 10 月 1 日子ども未来局長決裁)

一部改正 令和 2 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、現に保育士として勤務していない保育士資格を有する者を、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、パートタイム・有期雇用労働法という）の対象となる短時間労働者（以下、パートタイム労働者という）として、朝・夕などの開所・閉所時間帯に配置することで、潜在保育士の再就職を支援すること、また常勤保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的とする「札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業」について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所等 次のアからオまでに掲げる施設のうち札幌市内に所在するものをいう。ただし、市が設置する施設を除く。
 - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法という。」）第 39 条第 1 項に規定する保育所（法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）
 - ウ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - エ 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - オ 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (2) 潜在保育士 保育士資格を有する者のうち札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金申請書を札幌市に提出する時点で保育士又は保育教諭として保育所等に雇用されている者であって、現在勤務する保育所等に雇用される前の状態として次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本条第 1 項に掲げるいずれの施設においても、保育士又は保育教諭としての勤務経験がない者。
 - イ 本条第 1 項に掲げる施設において保育士又は保育教諭としての勤務経験がある者

であって、当該施設を離職した後 6 か月以上を経過した後に保育所等に雇用された者。

(補助総則)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、事業者に対し、予算の範囲内において、本要綱に定める補助金を交付するものとする。

(補助交付対象事業者)

第 4 条 保育所等を経営する者であって、補助交付対象者を雇用した者とする（以下「事業者」という。）。

(補助交付対象者)

第 5 条 潜在保育士のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする（以下「対象者」という。）。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、パートタイム・有期雇用労働法の対象となるパートタイム労働者として雇用された者であること。
- (2) 勤務先の保育所等と直接雇用契約を締結している者であること。
- (3) 勤務時間帯が午前 9 時まで又は午後 5 時以降のいずれかであること。
- (4) 前項の勤務時間帯を含む雇用契約であること。
- (5) 同一事業者が運営する保育所等における月の総勤務時間数が 40 時間以上 120 時間未満であること。なお、月の総勤務時間数は、申請年度の通算勤務時間の平均により算出する。

(補助金の交付額)

第 6 条 交付する補助金は、1 時間当たり 170 円を対象者の月の総勤務時間数に乗じた額とし、1 人当たり月額 2 万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助交付を受けようとする事業者は、市長が必要と認める書類を添付して、毎年度、市長へ申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による補助交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付額を決定し、補助金の交付申請を行った事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助金の概算交付)

第9条 市長は、前条により補助金額を決定したときは、事業者の申出に基づき、概算交付するものとする。年度途中で事業所を開設した事業者への補助金の概算交付は、市長が別に定める。

(補助金の使途)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、第5条の要件を満たした対象者に対して、第6条に定める補助金を全額支給しなければならない。

2 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助の要件を満たした対象者への支給を、月額給与の手当により実施しなければならない。

3 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助の要件を満たした対象者へ支給する際、当該補助を明確に区分経理して給与台帳及び給与明細に記載しなければならない。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、補助交付対象事業が終了したときは、必要書類を添付し、市長へ報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業交付確定通知書により、当該報告者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 市長は、事業者に対し、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第12条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて返還を命じなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 市長は、事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(立入調査等)

第17条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(様式)

第18条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。